

波佐見町放課後児童健全育成事業運営業務委託（南小学校区） 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和 9 年 4 月から南小学校区で新たに開設する放課後児童クラブについて運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も適切な運営事業者を選定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

波佐見町放課後児童健全育成事業運営業務委託（南小学校区）

(2) 業務の内容

別添「波佐見町放課後児童健全育成事業運営業務委託（南小学校区）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 参加事業者の募集

(1) 募集方法

波佐見町ホームページにおいて公募する。

(2) 参加資格

参加資格は次の要件を全て満たすものとする。

- ◆ 放課後児童健全育成事業又は子育て支援に関する業務の実施、委託実績若しくはこれに類する社会福祉事業の運営実績を有すること。
- ◆ 前項の運営実績を有する者においては、過去 3 年間（過去 3 年間実施されていない場合は直近）に実施された自治体等の指導監査等で当該運営内容に関して文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合でも適正な改善報告がされており、同様の指摘を複数回受けていないなど、今後適正に運営がなされる見込みであると認められる際には対象とする。
- ◆ 長崎県内に本店、支店または営業所があること。
- ◆ 参加申込日において、法人その他の団体又はその代表者（以下「団体等」という。）が、次に該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加できない団体等又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる団体等
 - ・ 法令に基づく営業停止処分を受けている団体等
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている団体等
 - ・ 本町から指名保留又は指名停止措置を受けている団体等
 - ・ 自己の不渡手形又は不渡小切手により、銀行当座取引を停止されている団体等
 - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体等

- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体等
- ◆ 法人その他の団体又はその代表者等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が、次の要件に該当しないこと。
 - ・ 波佐見町暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 24 日条例第 19 号）第 2 条に規定する暴力団関係者
 - ・ 禁固以上の刑の執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから 2 年を経過していない者
- ◆ 委託期間中、当該業務を安定して運営できる団体等であること。
- ◆ 国税又は地方税の滞納がないこと。

4. 応募手続

(1) 応募方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の「参加表明書兼誓約書（様式 1 号）」及び「応募必要書類」を、それぞれの提出期限までに、子ども・健康保険課へ到着するよう持参又は郵送により提出すること。

(ア) 参加表明書兼誓約書（様式 1 号）

提出期限 令和 8 年 1 0 月 2 日（金） 午後 5 時

(イ) 応募必要書類

提出期限 令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） 午後 5 時

資料No.	書類名	備考
1	波佐見町放課後児童健全育成事業者応募申請書 （様式 2 号の 1）	
2	企画提案書 （様式 2 号の 2）	企画提案書、添付書類の順に綴じ、 添付書類についてはインデックスをつける こと。
3	放課後児童健全育成事業収 支予算書 （様式 2 号の 3）	単位ごとに作成すること。 仕様書中、町または関係機関と協議の うえ定めるとしている内容については、応 募者案により作成すること。
4	波佐見町放課後児童健全育 成事業者募集に係る誓約書 （様式 2 号の 4）	
5	個人情報（企業情報）の提 供に関する同意書（様式 2 号の 5）	

6	国税及び地方税の滞納のない証明書	
7	登記事項証明書	法人のみ
8	印鑑証明書	法人のみ
9	財務諸表類	直近3年分（申請日の属する年度に設立された団体等にあつては、その設立時における財産目録） 法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類。
10	定款若しくは寄付行為	法人以外の団体にあつては、団体規則 その他これらに準ずる書類
11	その他、事業計画書や収支予算書に添付する書類	

（２） 書類作成に係る留意事項

- ◆ 「応募必要書類」の「資料No.」の順番で、1部ごとに左上をホチキス等で綴じ、様式ごとにインデックス（「様式○」、「定款」等）を付したものを10部提出すること。（正本1部、副本9部）
- ◆ 申請書等の用紙の大きさは日本工業規格のA4とする。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、前記以外についても認める。
- ◆ 提出された書類等は、返却しない。
- ◆ 波佐見町が提示する設計図書等の著作権は波佐見町及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属する。
- ◆ 町は、委託事業者選定に必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を複製・使用できるものとする。
- ◆ 応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、応募受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された書類のうち、運営内容や運営費等の根幹にかかわる部分の変更は、認めない。
- ◆ 提出された文書については、情報公開の対象文書となるため、情報公開請求者の求めがあった場合には、波佐見町情報公開条例及び同施行規則の規定に基づき公開する。

（３） 申請書類の入手方法

町ホームページからダウンロード（word、excel ファイル）

（４） 現地見学の実施

次の日程で、必要に応じ施設見学を行うことができる。※予約不要

見学する場合、施設管理者等に対して、質問等の接触は行わず、見学による質問等が生じた場合は書面により後述の方法で子ども・健康保険課へ質問すること。

現地見学日程

令和8年9月28日（月） 9：00～17：00

令和8年9月29日（火） 9：00～17：00

令和8年10月5日（月）9：00～17：00

令和8年10月6日（火）9：00～17：00

（５） 事前質問

質問の受付方法

「波佐見町放課後児童健全育成事業者の応募に関する質問書（様式3号）」に質疑趣旨を簡潔にまとめて記入し、下記提出先まで持参又はメールのいずれかで、期間内に送付すること。受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答しない。

質問受付期間

令和8年9月25日（金）～令和8年10月7日（水）

質問の回答方法

質問及び回答は、令和8年10月9日（金）までに、「参加表明書兼誓約書（様式1号）」を提出した者すべてにメールで連絡する。なお、回答内容は、実施要領等の追加又は修正とみなすものとする。

（６） 応募の辞退

参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、「参加辞退届（様式4号）」を提出すること。

（７） 応募に関する留意事項

- ◆ 波佐見町が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。
- ◆ 波佐見町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ◆ 申請書の作成その他の応募に必要な経費は、すべて応募者の負担とする。

5. スケジュール

公告（町ホームページへの公表）	令和8年 9月25日（金）
参加表明書兼誓約書提出期限	令和8年10月 2日（金）午後5時
質問受付期間	令和8年 9月25日（金）から 10月 7日（水）まで
応募必要書類受付期限	令和8年10月16日（金）午後5時
選定委員会 書類審査およびプレゼンテーション審査	令和8年10月中 を予定 ※詳細は別途参加者へお知らせします。
選定結果の通知・公表	令和8年10月中 を予定
契約	令和8年11月中 を予定
児童受入開始	令和9年4月1日（木）

6. 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

※詳細は別紙「波佐見町放課後児童健全育成事業者選定要領」のとおり

(2) 選定委員会の開催

- ◆ 受託候補者を公正かつ適正に選定するため、選定委員会を開催し、企画提案書等をもとに選定委員会が評価を行うため、参加事業者によるプレゼンテーションを実施する。
- ◆ 審査の日時等詳細については、受付期間終了後、応募者に通知する。
- ◆ 提出した応募必要書類以外の追加資料の配布は認めない。
- ◆ プレゼンテーションの時間は一者あたり30分（説明20分、質疑10分）を予定している。
- ◆ 選定過程は非公開とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。また、町ホームページにも掲載を行う。なお、審査の過程及び結果に関する問い合わせ及び疑義については受け付けない。

(4) 受託候補者が決定できなかった場合

応募期間内に応募者がなかった場合及び、審査の結果、すべての応募者が受託候補者として不適格と判断されるなど、受託候補者が決定できない場合は、別途、町が受託候補者としてふさわしい団体を選定し、決定することがある。選定結果等については、決定後、町ホームページ等で周知を行う。

7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ◆ 本件業務に従事する町職員並びに本件関係者に対し、本提案についての不当な接触（面接・応募に関する質問等の正当な行為を除く。）の事実が認められた場合
- ◆ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ◆ 審査に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ◆ その他、不適当と認める場合

8. 契約の締結

選定委員会で選定された受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議のうえ、地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約にて業務委託契約を締結する。

9. その他

- ◆ 受託候補者決定後、契約締結までの間に応募要件を満たさなくなった場合は、選定を取り消す。
- ◆ この要領に定めがない事項については、別途波佐見町の指示によるものとする。

10. 問い合わせ先及び書類の提出先

〒859－3791

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

波佐見町子ども・健康保険課 子育て支援班

電 話：0956-85-2333（直通）

E-mail：kodomom@town.hasami.lg.jp